

議題3 人権施策に関する進行管理調書について

それでは、説明いたします。議題3の資料として、先ほど、「市民意識調査の概要」

説明でも使用しましたが、A4縦「指標と目標値」をご覧ください。こちらは、人権に係る総合推進指針で掲げています、女性の人権をはじめとする、人権課題について、具体的な数値目標を挙げて進行管理しようとするものです。

人権の視点から、人権施策の進行管理を行うため、人権についての市民意識調査の調査項目の中から指標・目標値を6点（○印）。女性、子ども、高齢者、障がいのある人等の課題のところでは、個別の事業を実施しています担当課と調整しまして、具体的な指標・目標値を10点（△印）、合計16の指標と目標値を設定しました。

人権啓発事業は人の意識に働きかける事業であることから、事業の結果・効果が目に見えない、効果が表れてくるのに時間がかかる事業ですので、事業の効果を計ることが難しい事業であるというところから、今回設定しました指標・目標値は平成26年度の事業の進捗を計る「ものさし」であると考えて設定しています。

右端に平成22年当時の現状値、その左に平成26年終了時の目標値、その左に現在の状態を記載しています。平成24年度に指標を設定しましたが、前回の懇話会でいただいた意見や、現在、策定中の芦屋市全体の総合計画後期計画と整合性を図るため、変更している箇所があります。

変更前の資料を同じ様式で平成24年度記載した、シートをお配りしています。

1点目が、現状値がこれまで不揃いでしたので、年度を平成22年度で統一しています。ただし、外国人の人権については、潮芦屋交流センター23年4月オープンですので、平成23年度の数値です。2点目は、高齢者の平成26年の目標数値を再度、高年福祉課に確認し、すこやか長寿プラン等の計画で公表している数値に変更しています。

3点目は障がいのある人の人権について、指標を「入所者の施設移行」から「権利擁護支援関係」に変更してあります。これは、人権関係の全市的な総合計画の人権関係の指標として、権利擁護支援の数値を使うとのことですので、その整合性を図るためです。最後に、外国人の人権については、潮芦屋交流センターの利用者数から事業参加者数に変更してあります。現状では、いずれの数値も目標数値に到達していないため、今後、担当課と調整しながら、達成するよう進めてまいります。

次に、A3横長の「芦屋市人権施策に関する進行管理調書」をご覧ください。

まずは、最初に、平成25年度実績報告がこの時期になってしまったことと、非常に字が小さく見にくい資料になっている点をお詫び申し上げます。

- ① 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する人権教育
- ② 人権教育・人権啓発の推進に関する法律に規定する人権啓発
- ③ 特設人権相談所の開設や人権教室・人権の花運動・街頭啓発などの法務局や人権擁護委員と連携した人権擁護事業。
- ④ 教育を受ける権利の保障や就労支援等、市民の人権を推進する事業。

人権推進課が所管する3事業を含め、庁内の34事業について、予算・決算を含め各課に評価してもらいました。所管課としましては 17課

- 1 学校教育課が8項目 こどもの教育 ①国際理解②障がいのある子③道徳教育④人権教育⑤不登校⑥幼稚園教育⑦安全教育
- 2 打出教育文化センター 1項目 教員養成
- 3 経済課 2項目 ①労働福祉・雇用対策 ②消費者保護
- 4 生涯学習課 3項目①人権教育推進②生涯学習③人権に関する学習活動推進
- 5 人事課 1項目 職員人権研修
- 6 男女共同参画推進課 1項目 男女共同参画事業
- 7 こども課 2項目 ①ひとり親家庭の支援 ②虐待等要保護児童対策
- 8 保育課 2項目①保育所運営 病児保育 ②待機児童対策 認可保育所誘致
- 9 青少年育成課 1項目 留守家庭児童事業
- 10 高齢福祉課 2項目 ①高齢者の生きがい事業 ②高齢者の雇用促進
- 11 地域福祉課 2項目 ①権利擁護推進事業 ②社明運動
- 12 障害福祉課 2項目 ①障害者自立支援事業 ②地域生活支援事業
- 13 都市計画課 1項目 バリアフリー事業
- 14 公園緑地課 1項目 バリアフリー事業
- 15 広報国際交流課 1項目 国際交流事業
- 16 上宮川文化センター 1項目 隣保館事業
- 17 人権推進課 3項目 ①平和事業②人権啓発事業③人権擁護事業

一覧表の右から6列目に平成25年度のAからGまでの「人権の視点」、4列目に3段階評価の平成25年度の評価、2列目に所管課の評価コメントを記入しています。

人権の視点 「聴く・知る」「伝える」「整える」「協働する」「妥当か」「有効か」「効率的か」の7点、それぞれに着眼点を設定し例示しています。

A～Dは、行政が人権啓発事業を実施するに際して「必要である。」と言われている視点。E～Gは、妥当性、有効性、効率性について、人権から見た時に何があるかということで設定しています。

Aの視点、聞く、知る の視点から評価しました事業が 1事業、
Bの視点、伝える の視点から評価をしました事業が 1事業
Cの視点、整える の視点から評価をしました事業が 14事業
Dの視点、協働する の視点から評価をしました事業が 7事業
Eの視点、妥当か の視点から評価をしました事業が 1事業
Fの視点、有効か の視点から評価をしました事業が 13事業
Gの視点、効率的か の視点から評価をしました事業が 4事業 です。
合計しますと41の視点から評価をしています。

評価の結果については、3段階で

◎ 評価（人権）の視点に照らし著しい成果が認められる。目標を超えた参加者数等、数値的な伸びが認められる。制度の拡充・改善を図った。

○ 評価（人権）の視点に照らし実施したと認められる。目標通り達成した。継続的に実施した。

▽ 評価（人権）の視点に照らし後退したと認められる。目標を達成できなかった。参加者数等、数値的な成果として明らかに減少した。減少傾向が続いている。

◎の評価をした事業は、今年度は0（前年度2）

○の評価をしました事業は、

目標通り達成した事業が17事業、継続的に実施した事業が13事業、評価の視点に照らし実施したと認められる事業が4事業、合計34事業です。